

「令和8年度愛媛版脱炭素先行地域づくり事業委託業務」仕様書

1 目的

本事業は、多様な取組事例のある全国の脱炭素先行地域をモデルとして、各市町の特性等に適した具体的なアクションプラン策定を支援することにより、県内での脱炭素ドミノをより一層加速させ、県の温暖化対策計画に掲げる目標の確実な達成を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) アクションプラン策定支援

愛媛県が指定する3市町（以下「対象市町」という。）において、全国の先進事例を踏まえたアクションプラン※（以下「AP」という。）の策定支援を行うこと。

※本仕様書において、APとは市町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策を踏まえ、温室効果ガス排出削減のため、各地域特性に適した具体的で実効性のある事業に落とし込んだものを指す。

なお、AP策定支援にあたっては、対面又はオンライン会議により、原則月1回以上、対象市町との定例ミーティングを実施するとともに、必要に応じて随時、協議等を実施すること。

ア 対象市町の地球温暖化対策実行計画等の分析

対象市町の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や総合計画、環境基本計画等を確認し、地域課題や排出特性、重点施策を把握するとともに、温室効果ガス排出量や将来推計、削減目標、再生可能エネルギー導入目標の設定状況について分析すること。

イ AP立案・策定支援

アの分析結果をもとに、対象市町ごとのAP立案・策定を支援すること。AP策定にあたっては、対象市町の脱炭素施策所管部署（以下「担当部署」という。）と協議を行い、その意見等を反映すること。必要に応じて、対象市町の関係部署や管内の事業者等に対するヒアリング、ワークショップの企画運営等を実施すること。

なお、APについては、次の項目を含めること。

(ア)期待される温室効果ガス削減効果（概算）

(イ)必要経費（概算）

(ウ)推進体制

(エ)スケジュール

(オ)KPI、進捗管理指標

(カ)調整すべき課題、留意点

(キ)類似の先行事例

ウ 推進体制の構築支援

イで検討した推進体制について、担当部署とともに庁内外の関係者と協議を行い、今後の事業実施に必要な体制構築の支援を行うこと。

エ 財源確保策の検討

イで検討した必要経費について、国庫補助金の支援メニュー等を調査・検討し、対象市町に対し予算確保策を提案すること。

オ 作業工程表の作成

A Pについて、令和9年度以降、対象市町及び関係事業者が実行すべき事項を取りまとめた作業工程表を作成すること。

(2) 事業の進捗報告

毎月末の進捗状況及び翌月以降の取組みの予定について月次レポートとしてとりまとめ、翌月10日までに愛媛県に報告すること。

なお、愛媛県は、必要に応じて、委託先（以下「受託者」という。）に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(3) 成果レポートの作成・提出

本業務全体を通じた実施内容、検討経過及び成果等についてレポートとしてとりまとめたものと、最終的なA Pを委託業務完了時に愛媛県に提出すること。

3 業務計画書及び実績報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに別途契約書に定める本事業の具体的な内容及びスケジュール等を示した「業務計画書」を作成の上、愛媛県に提出すること。また、計画変更しようとする場合は、速やかに申し出るとともに、愛媛県の承諾を得ること。なお、業務の実施にあたっては、愛媛県と十分協議した上で行うこと。

(2) 委託業務が完了したときは、遅滞なく契約書に定める「実績報告書」を愛媛県に提出し、愛媛県の検査を受けること。

4 業務実施体制

(1) 受託者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、愛媛県へ報告すること。

なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。

(2) 愛媛県からの緊急を要する対応に実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。

(3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

5 業務の再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

6 その他留意事項

(1) 特許権等

ア 本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。

イ 構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこと。愛媛県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとすること。

ウ 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(2) 著作権等

ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から 第 28 条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

イ 受託者は、愛媛県が成果物を使用するにあたり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾すること。

ウ 愛媛県が成果物を使用するにあたり、受託者を表示することを要しないものとする。

エ 受託者は、本事業の実施にあたり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得ること。

オ 上記エにおける愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とすること。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得ること。

カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(3) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 秘密の保持

受託者及び本事業に関わる者は、本事業に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 書類の保存

受託者は、委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して業務の支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておかなければならない。

また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに業務の完了した日の属する年度の終了後 5 年間、保管しなければならない。

(6) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により愛媛県に損害

を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(7) 委託料の返還等

ア 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた場合は、委託料の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと愛媛県が認めるときは、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(8) その他

ア 愛媛県は、委託業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

イ 本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、受託者と愛媛県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、愛媛県の指示によるものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再

委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。